

・日程 令和元年 10 月 23 日～25 日

・視察者 議員(5 名) 石井侑男(団長)、藤田欽哉(副団長)、櫻井恵二、小林勇治、掛下法示(窓口)

・視察地と研修内容

①北海道旭川市……… 子育て政策について

議会事務局(富田課長、佐原主査)、子育て支援部(竹内次長、坂本課長補佐)

②北海道東川町……… 人口増加策、日本語学校について (松岡町長、高橋議会議長、平田事務局長、

佐藤学校教育課長、北こども未来課長、服部日本語学校事務局)

③北海道ニセコ町………SDGs 政策、人口増政策について (川埜企画環境課自治創生、四條企画環境広報係)

視察結果

(1)旭川市……… 子育て政策

- ・人口 34 万人、職員数 3000 人、子育て支援部 170 人等全ての規模に於いて矢板市の 10 倍以上となる道内第 2 の都市である。就航率 99.5% を誇る旭川空港は、外国人観光客増大にともない、18 年 11 月に国際線ターミナルを開業した。
- ・旭川市子ども条例制定………平成 24 年 4 月施行。子どもが健やかに育つ環境づくりに関する基本理念を定め、保護者、地域住民、施設関係者、市の役割を明らかにする。
- ・全 48 頁の子育てガイドブックを市民に発行し、きめ細かいフォローを実施。
- ・特に注目された事項は

①子どもの未来応援事業として、子ども食堂への支援や児童養護施設の子どもや里子に対して高校卒業後の支度金として、一人 10 万円支給

②旭川っ子夢応援プロジェクト事業として、子どもたちから「今チャレンジしてみたいこと」を募集し、審査の上、一件 50 万円を助成している。30 年度応募 31 件(大賞 1 件、奨励賞 4 件)大賞、宇宙飛行士になりたい

③医療費助成 0～中学卒業まで(ひとり親家庭は 0～18 歳未満まで)

④保育士確保事業………資格所得支援、宿舎かりあげ支援、

⑤放課後児童クラブ………受益者負担(月額 4000 円)、78 カ所(2803 人)

⑥子育て支援ナビゲーター活動事業

⑦私の未来プロジェクト事業………親子が学校に行って体験学習

⑧児童家庭相談事業………10 カ所設置

⑨産後ケア事業………産後 4 カ月未満の母親及び乳児で、家族等から援助を受けられない者で、育児支援の必要な母子を対象。

(感想)

- ・札幌につぐ道内第 2 の中核都市として、人口・予算・市職員数等は矢板市の 10 倍以上のスケールの大きさで、矢板市の規模ではとてもまねはできないので、個々の政策面を参考したい。
- ・今回の視察目的の子育て支援部についても、約 170 人の職員を配置して子育てガイドブック市民配布資料、子育て支援部の概要説明でも 55 頁の資料に基づき 1 時間の説明を受けたが、それでも部分的説明であり、支援内容は多岐に渡っている。
- ・旭川子ども条例を制定し、保護者の役割・地域住民の役割・施設の関係者の役割・市の役割・家庭への支援・地域住民の支援・子供の意見表明機会の提供・基本計画等が明文化されている。子育てを重視する矢板市政についても、これはぜひ条例化したいと考える。

(2) 東川町…… 人口増加策、日本語学校

■町の主な政策特長

- (1) 日本一の子育て・教育の町づくり……ふるさと教育、個に応じた学習指導、国際教育推進
君の椅子プレゼント、中学卒業時手作り椅子プレゼント、
- (2) 写真文化都市「写真の町」……町民が参加して後世に残るまちづくり、国際写真フェスティバル
- (3) 日本語教育事業……留学生、研修生の受入れ
- (4) 移住定住促進施策……上水道のない地下水での生活。景観住宅推進、建設補助金(150万円)、民間アパートは建設費の1/4補助(最高4000万円)
- (5) 国際交流姉妹都市……カナダ、ラトビア、ロシア、韓国、語学指導を行う海外青年誘致事業

■日本語学校について

1985年に東川町が「写真の町に関する条例」を制定し、写真の町宣言で、世界に開かれたまちづくりの創造を目指す中で、国際交流の一環として2009年に短期日本語・日本文化研修事業を開始した。2014年までに5年間、1000名の受け入れた実績を踏まえて、全国初となる公立日本語学校の設置申請を行い、2015年に東川町立東川日本語学校として開校した。

・設立目的は①日本語、日本文化を世界に広め、日本語教育を通して国際貢献を行う。

②東川町を世界に向けてPRし、世界に開かれたまちづくりを推進する。

③交流人口を増やし、地域及び地域経済の活性化を図る。

・日本語学校概要

コース 1年コース(60人)、6ヶ月コース(40人)

学費 1年コース(80万円)、6ヶ月コース(40万円)

奨学金制度があり、約半額を補助する。(奨学金補助は各種公的助成金を活用している。)

※経営的には、学費収入年間1億円、年間経費3000万円で運営し、残りはその他関連経費に充当している

との事で、市からの持ち出しは無しで運営している。(建物の改築費用等は、別途市側負担で建設)

学校建物……築50年たった旧東川小学校を改築して使用。古びた感覚は全くなく、外観も素晴らしい。

場所的には町役場の近くで、大変便利なところ。

宿泊施設……町立の学生会館及び民間の宿泊施設(朝・夕の2食付き)

学生海外地域……韓国、台湾、中国、タイ、ベトナム、モンゴル、インドネシア、フィリピン、マレーシア

学生募集……東川町が委託している海外事務所

学生進路……約70%が帰国、他は日本の大学進学又は日本に就職

短期日本語研修(1~3ヶ月)……毎年約400名の研修生を受入れしている。

受講者の感想……「また東川町をきたい」、「友人に紹介したい」、「このまま留学続けたい」等で好評です。

特に受講者の多い台湾では、台北市内で同窓会が行われ、「台湾東川会」が発足しました。

■視察ルート 全体で2時間30分

庁舎での説明→現場見学(日本語学校→東川小学校・地域交流センター→東川宅地分譲地)
(感想)

町長以下6人の職員が、私たちの視察に対して、東川町の説明や日本語学校や小学校、分譲地を案内を2時間30分をかけて案内頂き、大変親切な対応であり、外部との交流事業に、力を入れていることを感じました。町長からは各種政策は国の政策を忠実に受けて実施していることを強調していて、そのために国の補助金をベースに各種政策に反映している姿を感じました。

東川町では写真の町として、国際的なイベント、全国的なイベントに取り組んでいて、これらが人口増加に

結び付けていることは素晴らしい。人口 8000 人の町でもやれば出来る姿を発見し、3 万人規模の矢板市では、もっとやれば出来るはずであり矢板市として人口増加に向けた大胆な政策変革の必要を感じた。

■視察で特に目立つ内容

1.写真文化首都宣言をして、写真の町として、文化庁長官表彰を受け、国内・国際的な写真の町イベントを開催。例えば写真甲子園(全国)、高校生国際交流写真フェスティバル、東川フォトイベント 2019 等

2. 全国初となる町立日本語学校設立。日本語、日本文化を世界に広め、日本語教育を通して国際貢献を行うという町づくりについて、町長の並々ならぬ決心が伺える。日本語学校は旧小学校を改築して使い。約 300 名の生徒がいて、町を歩いている人は留学生がほとんどで、住民とのコミュニケーションは良く、町に活気があふれている。

3. 栃木県では見たことがない全長 270m となる小学校に地域交流センターを併設して、地域住民と子どもが交流できる画期的な学校施設がある。学校敷地 4 ヘクタール、周りに 12 ヘクタールの公園、サッカー場、野球場、多目的広場、そして 1 ヘクタールの水田、体験農場、果樹園等が配置されている。平成 26 年度完成。

4 子育て支援策として、時系列に一貫した取組がある。(結婚時は物置カーポート住宅補助、不妊治療助成制度、出生時に君の椅子贈呈、乳幼児子育て相談、小学校の学童保育、中学校卒業時の木製椅子贈呈、大学での奨学金制度等すばらしい。木製家具製作は東川町の特産品(日本で有名な旭川家具の 30%は東川町で製造)

(3)ニセコ町.....SDGs 政策、人口増政策

■町の主な政策特長

1. 全道第 1 位の人口増加率.....外国人人口比率が高く(8.2%)、人口増の要因となっている。
2. 環境モデル都市を宣言し、環境と社会と経済の相乗効果を狙い SDGs 未来都市づくりを実行
3. まちづくりの 2 大原則として情報共有と住民参加を打ち出し実行している。
4. 日本型子どもにやさしいまちモデルを実行(全国 5 自治体、世界で 40 カ国 3000 の自治体実施中)

■具体的施策

1. 人口増加

- ・人口の 8%は外国人でさらに増加傾向、外国人観光客が増加とともに、定住化が顕著となる。冬の世界有数のパウダースノーを求めるスキー、夏場の山岳リゾート、温泉 等により長期滞在が増加、その関連業務で外国人の定住化が増加。
- ・外国人定住化に関する受け入れ体制(インターナショナルスクール・ニセコ校誘致、旧幼稚園舎無償貸与)

2. 環境モデル都市として、低炭素社会の実現に向け高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として、全国 26 の自治体が国から選定されて、ニセコ町は平成 26 年 3 月に選定された。

3.具体的取組(①省エネ②住み替え、③異なる年齢・社会層等持続可能な住宅地を造る、④移動に自転車利用、⑤事業活動の低炭素化促進、⑥地域エネルギー会社設立、⑦再生可能エネルギー促進、⑧省エネ家電交換、⑨エネルギー消費ゼロを目指す新庁舎の建替)等

●SDGs(エスディージーズ)の取組.....環境モデル都市と一体的な取組

2015 年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」のことで、国連が 17 のゴールと 169 のターゲット目標を掲げて、実践行動する指針。日本では SDGs に関する取組を国が「SDGs 未来都市」を全国 29 自治体

を選定した。その中から事業展開を国が支援する「モデル事業」全国10自治体を選定し、2018年ニセコ町が選ばれました。ニセコの具体的取組は①エネルギー・景観・交通に優れ自治活動が盛んな街区の形成②地域エネルギーを活用した地域熱供給エリアの形成③自治を実現するため、情報共有、住民参加の取組を継続

3. まちづくりの2大原則(情報共有と住民参加)

「情報共有の取組」

- ①財政の透明化、公表.....予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」全戸配布、長期財政計画公表
- ②文書管理(ファイリング)システム・原則公開の諸会議と会議録の公表
- ③まちづくり町民講座、まちづくり後援会、シンポジウム
- ④コミュニティFM「ラジオニセコ」開設：公設民営、町の情報ツール、防災ラジオを町民に無償貸出

「住民参加の取組」

- ①気軽な参加～まちづくりトーク、こんにちは町長室、まちづくり懇談会
- ②まちづくり委員会.....公募委員を含む10名で2年任期、活動は年に数回
- ③ふるさと寄付制度(条例).....町が今後重点に進める11事業にかけて、寄付者が選択できる制度。
- ④未成年者、子どものまちづくりへの参加.....こども議会、小中学生まちづくり委員会

4 日本型子どもにやさしいまちモデル地区を実行(全国5自治体).....日本ユニセフ協会の取組

子ども社会の一員として扱われ、子どもがまちの事業に活発に参加して、子どもの声や意見が考慮されて、まちの決定や手続きに反映している。まちづくり基本条例に20歳以下の青少年及び子供が、まちづくりに参加する権利を規定している。具体的活動として①小中学生まちづくり委員会を設置して定期会合、②こども議会の活動、③ニセコこども館を開設 等

■(感想)

ニセコ町は政策面で日本を代表する先駆的な取組をしている代表的な町である。それを人口増加に結び付けているところがすごい。地理的条件は札幌などの大都市から100km以上離れている山間地の町村で、人口増を実現していることは、普通の努力ではできないことであり、敬意を表したい。

特に財政の透明化で、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」を全戸配布していることは、住民に予算の中身を中学生レベルに理解できるように編集し、町政への理解と町の説明責任を全うする手段として大変優れていることで、全国的なモデルとなっている。町民以外でも外販(1000円)していて、各自治体や経済学者等の参考書となっている。

矢板市で出来ていない政策として下記事項

1. 環境モデル都市、SDGs取組自治体として、国から選定されて、補助金を受けて取り組んでいること。
2. 情報共有と住民参加を徹底していること。特に、わかりやすい予算書を全戸発行していること。
3. 子どものまちづくり参加について、ユニセフの子どもにやさしいまちづくり事業をうけて実施している。

矢板市の人口減少が著しいので、視察を参考として、今後は政策面で矢板が元気になり魅力度をますような抜本的な改善提言をしていきたいと思います。

研修会報告書

議席番号(2) 議員名(掛下法示)

1.日時 令和元年 10月 10日～11日

2.場所 都立多摩図書館 2階セミナールーム

3.主催 NPO 法人 多摩住民自治研究所

4.研修事項 よくわかる市町村財政分析基礎講座

習うより慣れろ→分析用紙を使い自分で決算カードより転記する。

参加者の市町村主要財務指標等

5.研修者 全国市町村議会議員 23人

6.講師 大和田一紘(多摩住民自治研究所理事)

7.研修の要旨とその成果

○今回の研修は、自分のまちで作成した決算カードを使い、財政分析手法を学ぶもの

○類似団体比較カード.. 全国の類似した条件の自治体を比較することで、自らの財政運営の特徴点を容易にとらえることが出来る

○今後は研修したことを実践に移すために、近隣市町との財務の比較分析を実施することとした。

■歳入構造の分析

○一般財源と特定財源

・一般財源... どの経費にも自由裁量で使える。地方税、地方交付税、地方消費税、等

・特定財源... 使い道が特定化される。国庫支出金、県支出金、地方債、繰入金、諸収入等

○自主財源と依存財源

・自主財源... 自らの権能による自主的収入化（地方税、使用料、手数料、財産収入、諸収入等）

・依存財源... 国を経由する財源で自治体の裁量が制限（地方交付税、地方消費税交付金、国庫支出金、県支出金、地方債、等）

■歳出の分析

・目的別歳出.. 経費を行政目的に応じて区分し、行政サービスの水準や行政上の特色を分析する。

・性質別歳出.. 経営を横断的にその経済的性質で区分。財務管理の立場から財政運営の実態分析に活用

■経常的経費と投資的経費

(1) 経常的経費

・義務的経費... 法令の規定で義務付け

(人件費、扶助費（生活保護費、児童保護法、老人福祉法）、公債費（地方債の元利償還金）、
物件費（非正規賃金、旅費、交際費、物品購入）、維持補修費、補助費（負担金、交付金、
補助金、寄付金、報奨金）等

(2) 投資的経費

支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が将来残るものに支出されるもの。

よくわかる市町村財政分析基礎講座

大和田 一紘

はじめに 財政健全化法が施行されて10年、果たしてわがまちは「健全」になったのか

1. 2019年度決算議会を終えて、2020年（令和2年）にどのように臨むのか

- (1) 改めて、決算ほど財政情報を豊かにするものはない
 - i) 法定4書類（歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書）
 - ii) 経年の決算カード
 - iii) 経年の類似団体比較カード
 - iv) 経年の財政状況資料集
- (2) 行政評価を加えて決算論議をやれば決算と予算は連動ないし循環する
 - i) 計画（Plan）→ 執行（Do）→ 評価（Check）→ 改善（Action）
 - ii) 事業評価を含めた政策議論ができ政策の優先順位が決まってくる
 - iii) 2020年予算案まで12月議会と3月議会がある（他に常任委員会がある）
事業評価を含めた政策議論→優先順位（提言のみでは予算が大きくなる）
 - （例）地域経営の根幹である前期基本計画と後期基本計画への循環

2. 今日の市町村財政危機や悪化の原因はどこにあるのか

- (1) 国と地方の財政制度の不適切な関係（例えば財政制度からくる3割自治）
- (2) 経済のグローバル化（直近ではリーマン・ショック）
- (3) バブル経済崩壊後の政策不在（「失われた20年」という閉塞的な時代）
- (4) 都道府県の経済・開発政策や財政制度
(都道府県の長期総合計画や平成の大合併に果たした役割)
- (5) 市町村固有の社会状況や財政運営
→ 決算カードや類似団体カードを用いていかに(1)(2)(3)(4)にアプローチし実証するのか

3. 住民がまちの財政を学ぶ「心の準備」はできている

- (1) いまはどんな時代なのか ⇒ 限られた財源をどのように市民的に使うのか
- (2) お金をもう任せにはしない ⇒ 分権時代の三権分立とチェック機能
- (3) お金のセンスを磨こう ⇒ 基本計画に手順の展開とお金の裏付けが書かれているのか
- (4) 広報（予算や決算のあらましなど）がなぜ読まれないのであるか
掲載の根拠→地方自治法第219条の2、第233条の6、第243条の3の1
では、読まれるようにするためには何をどのようにすればよいのか。

4. 行政・議会・市民による財政分析活動・財政白書づくりの5つのキーワード

- (1) 地方分権一括法の施行（2000年4月）によって機関委任事務の廃止と財政情報の共有化
- (2) 夕張市の財政破綻（2007年3月）と同時に地方自治体財政健全化法の制定（2007年6月）
- (3) 地方財政における三権分立の現状 → 異なった立場からそれぞれ財政白書を作成
- (4) 情報技術の革新と高齢化社会の地域レビュー
- (5) 総務省の「積極的」な情報開示（決算カード、類似団体比較カード、「財政状況資料集」）

情報開示の第一ステージから第二ステージへ

5. どこに どんな 資料があれば自治体の財政がわかるのか

- ・資料 ⇒ 広報（予算、決算）、予算書及び予算説明書、決算書、地方財政状況調査表（決算統計）、自治体財政の決算概況（決算カード）、各年度財政状況資料集、財政健全化法にもとづく総務省提出書類（総括表①～④）、財政状況類似団体比較カード（類団カード）、地方交付税算定台帳、統計書、市勢概要、審査意見書、予算及び決算特別委員会会議録、財政白書、長期総合計画
- ・財政情報の透明性が高まれば高まるほど、財政の効率が向上したり、財政危機のリスクが小さくなる。長期的には、ライフステージに見合った地方自治学習が必要である。具体的に参考例としてニセコ町が原点（「ニセコ町まちづくり基本条例」第41条予算編成『もっと知りたいことしの仕事』毎年度ニセコ町予算説明書より）。

6. どのようにすれば自治体の財政がわかり、議員や市民が太刀打ちできるか

- (1) 年度の広報を見て何がわかるのか ⇒ 経年的な視点が必要、経年に広報を検証
- (2) 都道府県の類似団体、都市化、地域特性との比較 ⇒ 具体的なイメージのもてる近隣市町村や同規模の自治体と比べてみる（例：各年度『財政状況類似団体比較カード』）

7. 類似団体比較カードとはなにか

- (1) 財政運営の堅実性（収支の均衡の維持、「やりくり上手」）
- (2) 財政構造の弾力性

経済変動や地域社会の変化に耐えうる弾力性がある「ゆとり」

- (3) 住民のニーズに応え、行政水準の向上や満足度を確保する

住民生活の向上や地域経済の発展に対応する「市民的公共性」

以上の観点で財政運営を分析するとき、類似した条件にある団体の財政運営の実態を捉え、比べることで自らの財政運営の特徴点を容易に捉えることで極めて有効である。

類似団体の指標はあるべき姿を想定した指標ではなく、また実現不可能な理想像でもない。身近な団体の財政状況を反映したもので、地域特性を踏まえ、財政運営の改善を要するものであり、最低「並」のことが実現できるものとする。類似団体の数値の背景にはどのような原因または努力があるのかを明らかにするとともに、類似団体との比較結果を例示することで当該団体の原因や財政指標の改善に向けた取組み、さらに自治体の可能性が期待できる。

8. 岁入構造の分析

(1) 一般財源と特定財源 (収入の使途の拘束性があるか否か)

〔一般財源〕……どの経費にも自由裁量で使える

- ・地方税、地方譲与税、地方交付税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金等、交通安全対策特別交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方特例交付金等(1999年度より)、赤字地方債(臨時財政対策債等)

〔特定財源〕……使い道が特定化されている

- ・分担金及び負担金、使用料、手数料、国庫支出金(含、特定防衛施設局周辺整備調整交付金)、都道府県支出金、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入、地方債

(2) 自主財源と依存財源 (収入調達の拘束性があるか否か)

〔自主財源〕……自らの権能にもとづいて自主的に収入化

- ・地方税、使用料、手数料、財産収入、繰入金、分担金・負担金、寄付金、繰越金、諸収入

〔依存財源〕……国を経由する財源で自治体の裁量が制限

- ・地方譲与税、地方交付税、国有提供施設交付金、国庫支出金、都道府県支出金、地方債、地方特例交付金等、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、利子割交付金、交通安全対策特別交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方債

(3)まとめ

歳入構造	主な一般財源	主な特定財源
自主財源	地方税	使用料・手数料
依存財源	地方交付税 地方消費税交付金	地方債 国庫・都道府県支出金

9. 岁出の分析とその方法

地方自治体の仕事が、行政水準の向上によって住民福祉の増進となる。

(地方自治法第1条の2及び第2条の14「ゆりかごから墓場まで」)

歳出は社会経済の発展形態、市民の意識や価値観の変化、地域社会のさまざまな変貌などに伴って逐次変化する。当面福祉・教育文化・環境型予算にしていくためには、歳出の合理的配分と、長期的展望に立脚した財政運営の確立が必要である。そのために時系列比較や類似団体比較、あるいはバブル経済始動期の構成比などによって歳出の特徴や使われ方が見えてくる。

10. 岁出の仕組みを診断するうえでの基礎的分類

・目的別歳出 ⇒

経費をその行政目的に応じて区分し個々の行政サービスの水準や行政上の特色を分析するのに有効である。予算・決算における『款・項・目』の区分・を基準とする。(地方自治法施行令) その他に基準財政需要額と別の地方自治体独自の行政需要がある。一言で言うと施策の展開。

*バブル経済崩壊以前は、民生費・土木費・教育費の割合が60%~70%前後であるが、バブル時には 土木費 > 民生費+教育費 の割合をあらわしたときもあった。

・性質別歳出 ⇒

経営を横断的にその経済的性質で区分する方法で、財務管理の立場から財政運営の実態の分析に有意義である。したがって財政の健全性や財政構造の弾力性を調べるのに多く用いられる。予算・決算における『節』の区分を基準とする。最小単位が『節』で、このうち歳出予算については、28の節が法定され、節番号及び節の名称を独自に変更できない（地方自治法施行規則）。一言で言うと持続的財政運

目的別経費の性質別構成のクロス分析は、自治体の行財政活動の特徴や財政構造を知るうえで長期的計画の基礎資料にすることができる。人口一人当たり額を算出し、類似団体との比較を行うことにより、行政分野の財源配分の適正さの判断材料を提供したり、住民に財政事情を知らせ住民の意思を反映させるのに便利である。

11. 経常的経費と投資的経費

(1) 経常的経費

- 義務的経費 …… 法令の規定で義務づけられて任意に削れない。
決算カードの小計
- ・人件費 …… 正規職員給与・議員報酬・特別職給与
 - ・扶助費 …… 生活保護法・児童福祉法・老人福祉法や支援法などが根拠
 - ・公債費 …… 地方債の元利債還金及び一時借入金利子
 - ・その他の経常的経費
 - ・物件費 …… 需用費・賃金（非正規）・旅費・交際費・物品購入
委託料（指定管理含む）などをいう
 - ・維持補修費 …… 自治体が管理する公用施設のランニングコスト
 - ・補助費等 …… 負担金、補助及び交付金・寄付金・報償金など支出

が「公益上必要である場合」（地方自治法第232条の2）とは

※財政運営の適否を診断する場合の注目すべき費目

⇒ 議員と住民の二人三脚で

① 負担金 …… 上位団体及び同等の団体に対して、団体の構成員の地位で

支出するもの

② 補助金・交付金 …… 外部団体や住民団体などに交付される

1) 産業補助金

2) 資本形成上=建設事業の施行のため

3) 給付=外郭団体の運営費補助

4) 臨時的か否か

・繰出金 …… 一般会計から公営事業会計等に対して、建設費・事務費等への補助のために支出される

・投資及び出資金・貸付金

……本来は社会福祉や産業振興のために投資したり、行政目的で個人等に貸付けるが、今日第三セクターや外郭団体、地方公社に貸付けしている場合は「夕張問題」で特に注目された貸付金で、諸収入と深いつながりに要注意、監査委員が執行状況を監査できるとされている。(地方自治法199条の1)

(2) 投資的経費

支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来残るものに支出される経費をいう。

- ①普通建設事業費 ②災害復旧事業費 ③失業対策事業費に分類される。普通建設事業を指し社会资本(インフラ)の形成に役立ち即効性があると言われ、一般的にその割合が高いと、財政のゆとりがあり政策的経費が大きいと言われてきた。

・補助事業 ⇒

国家的な見地から国庫から直接、間接の補助を受ける。都道府県の単独の補助を受けている事業をいう。

・単独事業 ⇒

国庫補助を受けない自治体が一般財源や地方債で行う。地域の特性に応じた創意工夫で住民ニーズに対応した運用ができる

12. 今後の財政運営

- (1) 土木型・投資的経費型財政から、環境・福祉・教育型財政へ
(2) 必需的サービスから選択的サービスとストックマネジメントの時代

必 需 的

- サービス
- ・1970年代から80年代
 - ・ナショナルミニマムやシビルミニマム
 - ・投資的経費中心
 - ・上下水道、舗装道路、学校、保育園などのハードな都市施設

選 択 的

- サービス
- ・1990年代以降
 - ・経常的経費中心、維持管理、人的サービス通常経費
 - ・環境、社会教育、公園、地域福祉などソフトウェア

ス ト ッ ク

- マ ネ ジ メ ン ト
- ・2010年代以降
 - ・既設の公共施設の点検、公共施設白書、公共施設のニーズ、改廃・再編計画

ア セ ッ ト

- マ ネ ジ メ ン ト
- ・投資資産の代行運用を含めた地域経営

(参考文献)

- ・大和田一紘、石山雄貴『四訂版 習うより慣れろの市町村財政分析』2017年、自治体研究社
- ・大和田一紘編『市民が財政白書をつくったら…』2009年、自治体研究社
- ・『月刊社会教育』「特集 財政分析学習が育むもの」2009年12月号、国土社
- ・『月刊社会教育』「特集 財政民主主義の確立が急務」2012年10月号、国土社
- ・『日経グローカル』「実例でみる自治体財政」2012年4月2日号より2016年6月20日号、日本経済新聞社
- ・『地方交付税のあらまし』各年度 地方財務協会
- ・『もっと知りたいことしの仕事 2018—平成30年度版ニセコ町予算説明書—』ニセコ町